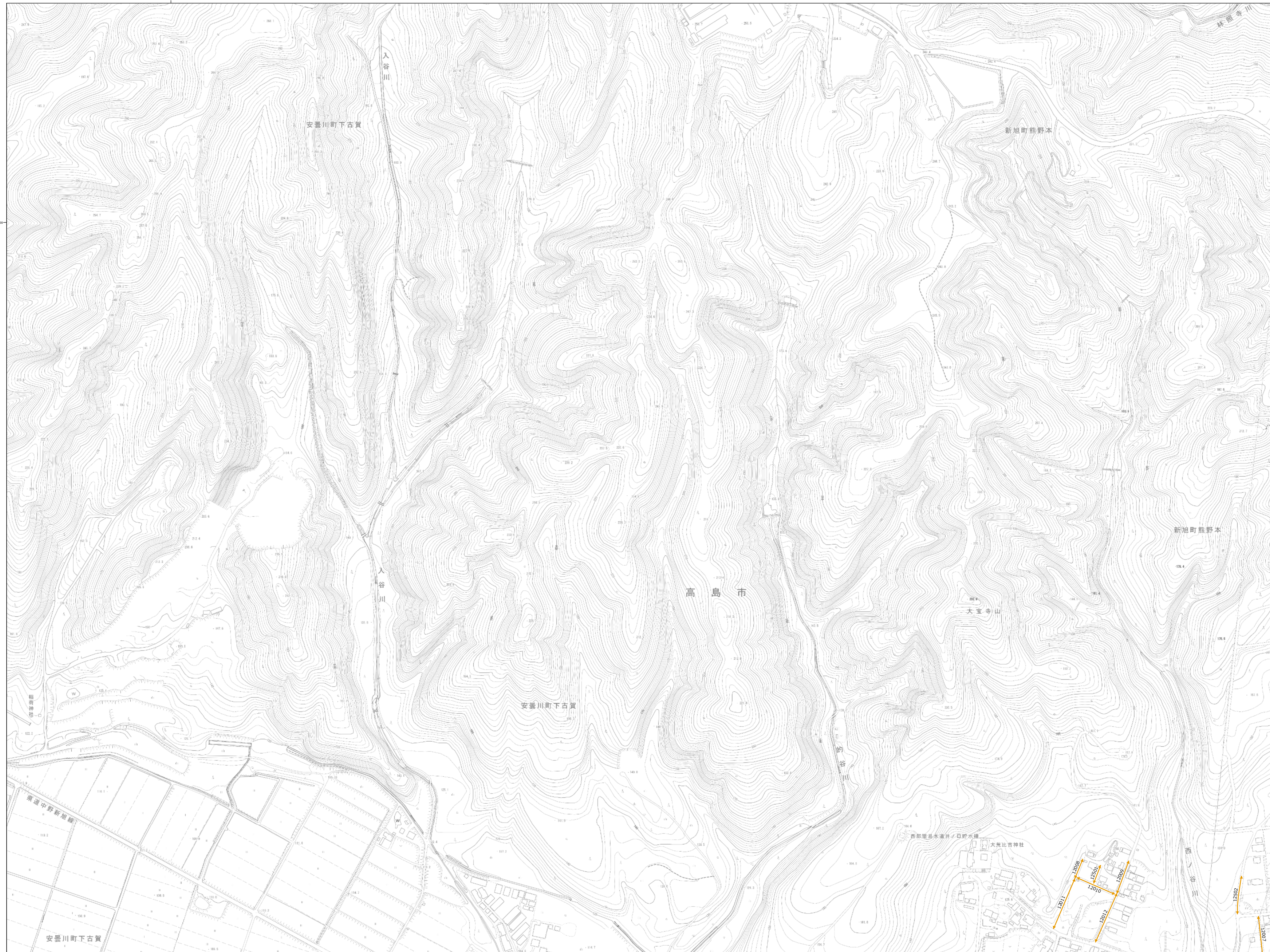
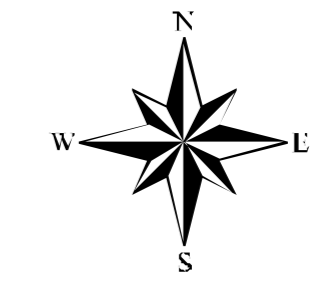


# 建築基準法に規定する道路に関する情報図(新旭地区)



	09	10
高島市	12	13
	16	17



判定図凡例

路線形状着色凡例
<span style="color: pink;">—</span> 4.2条1項4号道路
<span style="color: orange;">—</span> 4.2条1項5号道路
<span style="color: red;">—</span> 4.2条2項道路

道路に明示している数字は、算計のために独自に割り付けたものです。

### 取扱注意

この道路情報図は、建築確認申請審査の際の参考とするためのもので、建築確認申請書を作成するためのものではありません。従って、設計者は現地調査の上、建築確認申請する必要があります。今後、この道路情報図は、申請内容と異なる場合、現地確認や過去の物件の調査および関係者からの聴取等により、総合的に判断の上、加筆、訂正される場合があります。

滋賀県 建築指導室

